

西東京市第 2 次みどりの基本計画進捗状況等管理表

※評価：A：計画通り順調に進んでいる、B:計画にやや遅れが出ているが、進んでいる、
C:計画に大きく遅れが出ているが、進んでいる、D:未実施、全く進んでいない

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課				
							令和 6 年度 の取組状況	評価※	令和 6 年度以降の 予定	令和 7 年度 の取組予定
記入例			緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。	広報周知について充実を図る	みどり公園課	令和 5 年度後半に西東京市緑と花の沿道推進事業補助の市報や市HPの記事リニューアル、チラシ作成、SNSへの掲載等、広報活動の刷新を図ったが、引き続きリニューアルした広報内容に基づいた充実した広報活動を行った。	A	継続	制度を広く周知するため、更なる広報活動の拡充を図る
みどりをまもる										
		屋敷林・雑木林・文化財等、市の特徴あるみどりの保全								
1			特別緑地保全地区・緑地保全地域の保全と活用・指定	都市緑地法に基づき、豊かなみどりを未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定する制度として特別緑地保全地区や緑地保全地域などがあります。市内には 2 か所の特別緑地保全地区、 2 か所の緑地保全地域が指定されています（令和 5（2023）年現在）。これらの制度を引き続き活用し、既存指定箇所を保全しつつ、活用に取り組むとともに、歴史文化や環境、防災面等での価値の評価を含めて、新たな指定を行う際の効果検証を行います。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。	・下保谷四丁目特別緑地保全地区については、適切かつ計画的な保全・活用を行うためのガイドラインを作成する。屋敷林は人が手を加えることにより保全されるため、関係団体と連携を深めサポートし、または専門家からの貴重な意見を活かし取組みを実施する。	みどり公園課	・下保谷四丁目特別緑地保全地区については、2年にわたり当地区の保全活用に関する調査研究を重ね、適正かつ計画的なガイドライン作成に努めた。保全に関しては、専門家からの意見を参考に樹木剪定の仕組みを関係団体と密接に打合せし、みどりの保全・適正管理に努めた。			
2			文化財の指定や登録	市内には貴重な文化財が残されており、国指定のものとして下野谷遺跡や玉川上水、小金井（サクラ）などが、東京都指定のものとして田無神社本殿・拝殿などが、その他市指定の文化財として社寺や樹木などがあります。また、国登録文化財の建物もあります。文化財にはみどりと一体となったものが多く、歴史文化資源と調和したみどりの保全・継承のために、引き続き文化財指定制度等を活用します。	・みどりと一体化した、文化財の保全を図る。	社会教育課				
3			保存樹木・保存樹林・保存生垣の指定	大きく成長した樹木や、連続的に形成されたみどりは、地域にとって特徴的なみどりの空間を形成します。こうした一定の高さや規模を満たした樹木・樹林・生垣については、保存樹木・保存樹林・保存生垣として指定し、その維持管理に対する支援を継続します。特に保存樹木・保存生垣については指定件数が減少する傾向にあるため、制度を周知することにより、指定件数の水準の維持・向上に努めます。	・広報周知について充実を図るために、市報、HP等で市民全般へ周知するほか、イベントの機会を利用して市民に直接資料を配布する。	みどり公園課				
			都市農地の保全							
4			生産緑地・特定生産緑地制度の活用	市内にある貴重な都市農地は、農作物を生産する場であるだけでなく、緑地として周辺の気温を下げてヒートアイランド現象への対策に貢献したり、まちの景観資源として存在価値を発揮します。また、防災機能としては災害時の一時避難場所としても機能するほか、台地上では雨水涵養機能を、河川付近では遊水機能をもつなど多面的な機能を有しています。このような都市農地を保全していくために、生産緑地制度・特定生産緑地制度を活用するとともに、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進し、都市農地が維持されるように支援します。また、都市計画マスタープランにおける「農住環境共存ゾーン」の位置づけについても	・生産緑地制度・特定生産緑地制度の活用。	産業振興課				
		・農地が持つ多面的機能への理解を深めるために、市民が農地と触れ合う機会の提供を行います。			都市計画課					
5			援農ボランティアとの連携	労働力の不足している農家の手伝いや、農業者と市民との交流、農業への理解を深めてもらうことを目的として、「公益財団法人 東京都農林水産振興財団」が実施する援農ボランティア認定事業の活用を推進します。	・農業者と援農ボランティアのマッチングを引き続き行います。	産業振興課				
6			農地貸借の促進	高齢化等により所有者が営農することが困難になっても、農地として維持されるように都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地貸借を促進します。農地貸借を促進するため、安心して貸借できる体制を整える必要があることから、所有者や貸借希望者の情報を整理して双方に情報提供を行いながら、多様な農地の活用を促進します。	・都市農地有効活用連絡会を開催し、農地の貸し手借り手の情報の共有を行うことで、農地貸借の推進を図ります。	産業振興課				
			生物多様性の向上に資する生態系の保全・再生							
7			市民協働での生態系の調査・観測	市民協働での生態系の調査・観測を推進します。例えば、市内には野鳥が飛来するほか、石神井川には水中生物の生態系が形成されています。石神井川は、湧水を集めて流れる川として、水質が改善され、魚や水草をはじめ、生態系が戻りつつあります。こうしたみどり周辺の生き物の生息状況について、石神井川の水生生物調査等を実施しながら観測を続けていきます。	・市民協働での生態系の調査・観測を推進する。	環境保全課				
8			武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の維持管理に努めます。特に西原自然公園では、生物多様性については現状の環境を維持していくことを目標に、西原自然公園植生管理計画に基づき、市民協働で萌芽更新に取り組むなど、樹林の再生・維持管理に努めています。このような周辺の公園とは異なる機能をもつ公園を、引き続き維持管理します。	・西原自然公園植生管理計画に基づいて萌芽更新等を実施し維持管理に努める。	みどり公園課				

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課					
							令和 6 年度の取組状況	評価※	令和 6 年度以降の 予定	令和 7 年度の取組予定	
9			学校ビオトープの維持管理	市内の学校には樹木などのみどりのほか、ビオトープとなる池があり、生態系の拠点の一つとして保全と活用を図ります。けやき小学校では、民間企業や市民団体等と連携し、総合学習の一環として、ひょうたん池のかいばり作業を行いました。自然環境教育と連動させながら、このような活動を継続します。	樹木やビオトープ等の生態系の保全と活用を生かした体験的な授業を継続的に行っていく。	教育指導課					
10			生態系の拠点となる民有地の保全	屋敷林や雑木林、社寺林などのまとったみどりの空間は生き物にとって重要な住処となります。適切な手入れを行うことで、多様な環境が創出され、生物多様性を確保することができることから、保存樹木・保存樹林などへの補助制度や西東京市山林保全協定などを活用しながら、このような空間の維持管理に努めます。	・保存樹等の補助制度に関する広報周知について充実を図るために、市報、HP等で市民全般へ周知するほか、イベントの機会を利用して市民に直接資料を配布する。	みどり公園課					
		協働による公園・緑地の維持管理									
11			指定管理者制度の活用・拡充	一部の公園・緑地の管理においては、指定管理者制度（民間事業者や団体等に公の施設を管理させる制度）が活用されており、この制度を引き続き推進します。制度の利用においては、単独施設ではなく、複数の施設に対して包括的に制度を活用し、地域や事業者が連携しやすいよう配慮します。また、事業者・行政・地域が円滑なコミュニケーションが取れるように体制を構築します。	・公園の適正な維持管理と有効活用、利用者へのサービス向上を念頭に、現状の公園状況を把握した上で指定管理者制度拡充に向けた運用方法の検討を実施する。合わせて令和8年度の選定に向け、民間活力を最大限発揮でき柔軟かつ適正な運営が可能な事業者の選定方法についても検討を実施する。	みどり公園課	・指定管理者制度拡充に向けて、他自治体の取り組みについて現地視察を行う等により調査研究し、効果的な事業者の選定方法についても検討を行った。				
12			ボランティア等との連携による体制の構築	市内各地の公園でボランティアが活動しており、公園管理協力会員としての登録制度や高橋家屋敷林保存会、西原自然公園を育成する会、西東京自然を見つめる会などの団体がいるほか、市民協働で管理する花壇などがあります。これらの活動を引き続き支援するとともに、ボランティア養成講座の充実など、団体やボランティアの育成に向けた取組を実施します。	・公園ボランティア制度の広報周知について市報、SNS、HP等を活用し充実を図る。 ボランティア養成講座では講師を招き、花壇のトレンドを踏まえた花壇作りができるような講座を実施する。	みどり公園課					
	みどりを整える										
13		老朽化した公園・緑地の再整備									
		老朽化した公園の再整備	市立公園の約4割は、30年以上前に供用開始されたものであり、施設等の老朽化が進んでいます。こうした公園施設について西東京市公共施設等総合管理計画と連携しつつ、施設長寿命化の考え方のもと予防保全型管理にも取り組みながら、老朽化した施設の更新を図ります。大きな公園の再整備にあたっては、市民ニーズを聴取する方法や機会を取り入れて進めます。	・令和5年度に策定した西東京市公園改修計画に基づき、遊具等の公園施設について、予防保全型管理も含めた修繕・更新を実施する。	みどり公園課	・公園改修計画に基づく対応の一環として、老朽化が進んだスプリング遊具をまとめて撤去し、スイング遊具への更新を行ったほか、座板の老朽化が進んだベンチについては座板を擬木のものに交換した。					
14		公園機能の再編	市立公園のなかには、周辺地域の人口構成の変化により、設置当時とは地域のニーズが変化したものもあります。魅力的な公園を生み出していくためにも、故障や耐用年数の観点から設備を撤去更新する際には、機能を再編する視点を取り入れて、利用者ニーズや、地域の中の近隣の公園同士の機能分担を考えながら、必要な設備の設置を検討します。 【西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）の際のワーキングや市民アンケート等で提案された方向性】 ○都市農業、食、健康、アート、歴史文化といった多くの市民が関心を持てるような分野との連携を図りながら地域ごとに個性のある公園づくり ○設備の配置ではなく、機能や使い方をベースに設計する公園づくり（植物や動物と触れ合い、生物多様性を感じられる/市民活動や、民間企業の事業フィールドとして活用しやすい/運動やスポーツ、散歩などレクリエーションができるなど） ○使いやすさや担い手の確保・育成、管理コストなど持続性を内包した公園づくり	・西東京市公園改修計画に基づいた遊具等の公園施設更新の際、単純更新ができない場合の利用者ニーズを把握し、更新の方向性について検討する。	みどり公園課	・公園改修計画に基づく対応の一環として遊具を更新する際、安全領域の観点から同等のものに交換できない公園施設については、現地看板やインターネットによる意見聴取の手法を活用し、利用者ニーズを把握した上で対応策を検討した。					
	街路樹・植栽の再生										
15		街路樹・植栽の適切な維持管理	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、緑陰を作ってヒートアイランド現象への対策に貢献したり、連続的な景観を形成したり、騒音の障壁や大気汚染の抑制、延焼防止の機能なども有している重要なみどりです。こうした街路樹・植栽について、日常的な交通の安全面に支障をきたさず、道路環境の充実を図れるよう適正な維持管理を行います。	・適正な維持管理を行う。	道路課						

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課					
							令和 6 年度の取組状況	評価※	令和 6 年度以降の 予定	令和 7 年度の取組予定	
		みどりをつくる									
		みどりのネットワークの形成									
16			街路樹ネットワークの形成	道路等のインフラ施設及び公共施設における街路樹・植栽は、鳥や虫などの生き物にとって移動経路となる重要な空間であるほか、連続的な空間として景観的な重要性も高く、さらに延焼防止の機能を有しています。また、住宅都市である本市にとっては重要なみどりのネットワークとなっています。既存の街路樹網ネットワークを維持するとともに、都市計画道路を中心に新たなネットワークの形成を進めていきます。☒	・計画的な都市計画道路の整備の推進。	都市計画課					
	・適正な維持管理を行う。				道路課						
17			民有地のみどりのネットワーク形成支援	みどりのネットワークとして、街路樹のほか、民有地の生垣なども連続性をもった重要なネットワークとなります。特に住宅街においては、個人宅の小さな樹木・植栽に関しても、貴重な連続的なみどりとして景観や環境面での効果が高いと考えられ、生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等に対する支援を継続します。	・市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、公園ボランティアの連絡会の際にも生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等の補助制度の周知を直接行う。	みどり公園課					
		公共施設におけるみどりの創出									
18			新たな公園・緑地の整備	公園空白地区については、みどり基金等の活用を図りながら、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産緑地の買取りにあわせた用地取得等により、公園整備を検討します。特に保育施設周辺における公園空白地区の解消につながる場合には、優先的に公園の配置を検討します。また、駅拠点のまちづくりの検討にあたっては、新たなみどりの創出を検討します。	・駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討していく。	都市計画課					
	・公園空白地区において、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地の先買いや生産力の買取等による用地取得を検討する。				みどり公園課						
	・駅拠点のまちづくりの検討を行う際には、新たな緑の創出を検討していく。				道路課						
19			学校の芝生の維持管理	本市では、一部の小学校において、校庭の全部または一部について芝生の整備が行われています。しかしながら、養生期間は利用できないことや雑草除去についての課題があり、それらの課題について学校や地域などと協力・連携を図りながら、これらの芝生化された空間を維持します。	・芝生の維持管理。	教育企画課					
20			公共施設における壁面緑化・屋上緑化の推進	建築物の壁面緑化や屋上緑化は、ヒートアイランド現象への対策として夏季の建物の冷却効果が期待され、冷房機器の省エネルギー化にもつながります。本市では、エコプラザ西東京で屋上緑化を実施しているほか、琉球あさがおなど緑のカーテンを毎年育成するなど、今後もこうした公共施設における壁面緑化・屋上緑化の取組を推進します。	・壁面緑化等の実施。	関係各課（環境保全課）					
	・保谷こもれびホール及びコール田無においては、屋上緑化の取組を継続する。				関係各課（文化振興課）						
	・児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組をする。				関係各課（児童青少年課）						
	・夏季に建物の冷却効果を高めるため、壁面緑化の取組等を検討し、冷房機器の省エネルギー化に努める。				関係各課（スポーツ振興課）						
	・田無第二庁舎壁面緑化等維持管理				関係各課（総務課）						
	・グリーンカーテンの設置				関係各課（幼児教育・保育課）						
					・屋上緑化の取組を継続する。	関係各課（子ども家庭支援センター）					

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課					
							令和6年度 の取組状況	評価*	令和6年度以降 の予定	令和7年度 の取組予定	
			民有地におけるみどりの創出								
21			開発指導における緑化推進	西東京市人にやさしいまちづくり条例に基づく、開発事業における公共施設等の整備基準により、民間開発時における緑化やみどり基金への金銭納付を促進します。西東京しみどりの保護と育成に関する条例により、一定の範囲で緑地の設置を努力義務として促進します。また、工場立地法に基づき、必要な緑化を誘導します。	・都市化が進む開発行為の中で、貴重なみどりを確保するため、開発指導により緑化推進の充実を図る。	みどり公園課					
22			都市計画による良好なみどりの景観創出	良好な景観形成や緑地の保全・創出を図るために都市計画と連動します。都市計画マスタープランの施策と連携するほか、地区計画の指定により、地域特性に応じたあり方を検討・推進します。 【本市の地区計画（令和5（2023）年時点）】 ●泉小学校跡地周辺地区地区計画 ●向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画 ●ひばりヶ丘駅南口地区地区計画 ●ひばりが丘地区（ひばりが丘団地地区）地区計画 ●ひばりヶ丘駅北口地区地区計画 ●調布保谷線富士町六丁目周辺地区地区計画 ●練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画 ●新東京所沢線北町五丁目周辺地区地区計画 ●東大生態調和農学機構周辺地区地区計画	・地区計画の地区整備計画において、緑地の設置が定められている地区については、緑地の設置を指導していきます。	都市計画課					
		・都市計画マスタープラン等と連携し、みどりの景観創出も含めたひばりが丘北四丁目に整備する公園の検討を実施する。			みどり公園課	・都市計画マスタープランやひばりヶ丘駅北口西側地区地区計画と連携した対応として、ひばりが丘北四丁目の旧生産緑地等について、都市計画公園として整備するため、市民ワークショップや市民説明会を開催することにより意見聴取を実施し、みどりの景観創出も含めた公園計画案を作成した。					
23			緑と花の沿道の創出	住宅街の宅地と道路との接道部の緑化を推進することは、景観を向上させるだけでなく、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止する効果もあります。既存のブロック塀、万年塀等を撤去し、道路沿いに新たに生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援し、住宅街における目に見えるみどりの創出を誘導します。	・市報、SNS、HP等で市民全般へ周知するほか、公園ボランティアの連絡会の際にも生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等の補助制度の周知を直接行う。	みどり公園課					
			防災力を高めるためのみどりの創出								
24			グリーンインフラの整備促進	市内には浸水予想区域に掛かる地域があり、こうした地域の被害抑制のため、自然の持つ力を活かすグリーンインフラとして、地形的な要素を踏まえて、適切な場所で緑地を保全・創出していく必要があります。具体的には、豪雨時に、浸水が想定される、石神井川や白子川（暗渠）、新川（暗渠）の周辺において、保水機能がある農地を保全します。また、その外縁の台地上では、河川や下水施設への雨水の急激な流入を緩和するため、雨水の土壌への浸透を助ける樹林地や農地を保全します。また、人工地盤の多い、幹線道路沿いや新たな開発地においては、緑地の創出だけではなく、雨水浸透施設の設置を合わせて促進することで、流入を最小限におさえます。	・営農しやすい環境づくりや農地の適正な管理に努め、農地の保全を目指します。	産業振興課					
		・条例に基づく適切な指導をする。			都市計画課						
		・雨水浸透施設設置に対する助成事業の推進。			下水道課						
		・身近なグリーンインフラの整備を促進するために生垣や花壇の造成、フェンスの緑化等を行う取組に対して支援する制度の周知を図る。			みどり公園課						
25			公園の防災拠点としての機能強化	地域の防災設備の配置状況を踏まえながら、必要に応じて、防災設備を公園に設置します。西東京いこいの森公園では、災害用トイレや防災かまどベンチ等の防災施設があるほか、泉小学校跡地につくられた泉小わくわく公園では、避難広場として、防災倉庫、災害用トイレ、防災パーゴラ、震災用井戸などを設け、災害に備えています。このように公園における防災機能の強化を展開します。	・公園に設置している災害用トイレやかまどベンチ、災害用井戸等の防災設備が発災時に使用できるよう、平時から訓練やメンテナンスを行う。	危機管理課					
		・（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けて市民意見を踏まえつつ、防災施設の整備を含めた公園計画案を作成する。			みどり公園課	・（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に関する市民ワークショップや市民説明会を開催し、意見聴取した内容から、災害時用トイレ、かまどベンチ、耐震性貯水槽等の設置も含めた公園計画案を作成した。					

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課					
							令和 6 年度 の取組状況	評価※	令和 6 年度以降の 予定	令和 7 年度 の取組予定	
			環境や生態系等に配慮したみどりの創出								
26			武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園の再生	武蔵野の原風景を引き継ぎ、多様なみどりを育む公園づくりを進めます。特に西原自然公園は西原自然公園植生管理計画に基づき、武蔵野の自然の再生を図っている代表的な公園であり、コナラやクヌギなどについて、萌芽更新が進められています。生物多様性については、西原自然公園における現状の環境を維持するとともに、公園・樹林地・農地・水辺の保全事業と連携を図ることで、生物多様性をより豊かにすることを目指します。また、自然の起伏を活かした小道の整備、森林浴をすることができる貴重なレクリエーション空間（フィールドミュージアム）を形成することを目標に公園づくりを進めます。	・西原自然公園の再生において市と協働しているボランティア団体に向けて樹木伐倒に伴う手順等についての講習会の実施する。	みどり公園課					
27			地域特性に応じた樹種選定	生態系に配慮した緑化の推進のため地域住民の声を聞き、周辺の環境や地域特性を踏まえ、在来種・地域性種苗等から市民に親しまれている植物まで、地域や場所の特性に合わせた多様なみどりを整備します。また、本市においては、ケヤキとハナミズキを市の木として指定していることから、街路樹・植栽や公園内の樹木植栽等の整備においては、市のシンボルとして、こうした樹種の活用も検討します。	・（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備に向けて、市民意見等を聴取し、今後の公園整備において、シンボルとなる樹種を検討する。	みどり公園課					
みどりを活かす											
			公有地のみどりの多面的機能の活用推進								
28			公園の多面的機能の活用	公園はみどりとして存在しているだけでなく、地域での防災訓練などの防災・減災機能や、お祭りや健康づくりの活動、レクリエーション活動といった生活面での機能を有しています。こうした多面的な機能について活用を図ります。 また、市立公園の約7割が500㎡未満の小さな公園となっています。西東京市公園配置計画（平成30（2018）年策定）に基づき、地域に複数存在する小規模公園や緑地を面的に捉え、相互の関連をつくりながら活用を図ります。市民がやってみたい企画（アイデア）を市民自身が実現することを支援するため、市に企画書を提出できる制度を設けており、継続的に活用促進を図ります。	・民間活力を利用し指定管理区域において、小規模公園の活用を図る。	みどり公園課					
29			河川空間の活用	良質な河川・水路の環境形成のための取組を河川管理者である東京都と連携して進めます。市民や学校、地域と協働での環境教育活動や生き物観察などを行うほか、白子川などの暗渠となっている河川については、健康まちづくりの取組の一環として、散策路のネットワークとして魅力向上を図ります。	・みどりの散策路の実施時に河川等を含むコースを選択し、健康まちづくりの一助とともに河川空間の魅力向上を図る。	みどり公園課					
30			公園の利活用活性化のための活動の促進	市民や地域主体によるパークマネジメントを推進します。本市においては先行事例として、指定管理者と連携した泉小わくわく公園地域協議会が発足し、利用者である地域住民が公園の利用ルールや今後の活用方法について検討しています。このような地域主体の公園の運用のあり方を拡げます。	・地域協議会において泉小わくわく公園の芝生広場の運用の在り方について検討を実施する。	みどり公園課					
			民有地のみどりの活用促進								
31			樹林地の活用	市内には屋敷林や雑木林が点在し、武蔵野の原風景を現代まで伝える貴重なみどりの資源となっています。これらを保存・活用していくために、本市は平成24（2012）年に下保谷四丁目特別緑地保全地区（旧高橋家屋敷林）を都市計画決定し、令和4（2022）年には下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用計画を策定し、保全と活用を図っています。また、屋敷林の保全や活用を推進するため、具体的な植生・建物等の維持管理や活用等に関するガイドラインの作成を進めます。すべての樹林地を市の所有地として保全と活用をしていくことは難しいため、民有地のままであっても地域と連携しながら保全と活用をしていく仕組みを検討します。	・下保谷四丁目特別緑地保全地区については、適切かつ計画的な保全・活用を行うためガイドラインを作成する。また、市の保有ではない樹林地については、減少を防ぐため、保存樹林として指定された樹林の維持管理に対する支援を実施する。	みどり公園課					
32			西東京市山林保全協定の継続	地域の中にある山林については所有者の合意のもと、西東京市山林保全協定を締結し、市民に無償で開放していく制度を継続します。	・西東京市山林保全協定を継続し、地域の開かれたみどりを保全する。	みどり公園課					
			健康づくり・レクリエーションとしてのみどりの活用								
33			レクリエーションとしてのネットワークの活用	みどりの散策マップを公開し、レクリエーションとして楽しめるみどりの散策路づくりに努めます。「樹林」「農」「歴史」「地形」「水」などテーマに応じた散策路を設定し、多様な人々の関心を引寄せ、誘目性を高めます。散策路上にある都立公園や狭山・境緑道（多摩湖自転車歩行者道）などは、みどりのレクリエーションのネットワークの一つとして、東京都と連携して活用を図ります。	・「みどりの散策路事業」を年4回実施し、バラ園や東大演習林、田無神社などを散策し、年間を通して市内のみどりや歴史を市民向けに啓発を図る。	みどり公園課					
34			都市農地の活用	都市農地の多面的機能の一つである、農業を通じた交流では、市民農園や農業体験農園などで、市民が自らの手で野菜を栽培することを通して、農に親しみ、都市農地の価値についての理解を深める機会となっています。都市農地の賃借の円滑化に関する法律等の活用により、農業者が開設する市民農園・農業体験農園の支援を行うほか、情報発信をサポートし、活用を促進します。景観としての都市農地に着目し、市の魅力発信PRの素材として活用を図ります。	・市開設の市民農園、農業者開設の市民農園・農業体験農園により市民が農に親しむ機会を増やします。	産業振興課					

No.	柱	施策	取組	内容	令和6年度の目標	担当課				
							令和 6 年度の取組状況	評価※	令和 6 年度以降の 予定	令和 7 年度の取組予定
35			拠点施設周辺におけるみどりを活かした 景観形成	市役所庁舎など多くの人が集まる施設付近では、みどりを活かした景観形成を促進します。公共施設においては各施設管理者において創意工夫し、歩道における花壇の設置や公共施設における壁面緑化など、目に見えるみどりを、人のアクセスが多いスポットで増やすことで、みどり豊かなまちの印象を高めます。	・壁面緑化等の実施。	関係各課（環境保全課）				
					・コール田無においては、みどり豊かな田無神社に隣接しており、人のアクセスが多いことから、建物周辺に植えてある樹木及び花壇の維持管理を行い、施設の景観形成に努める。	関係各課（文化振興課）				
					・児童館において、緑のカーテン等の壁面緑化の取組をする。	関係各課（児童青少年課）				
					・指定管理者が管理する施設付近のみどりを活かした景観形成を促進するため、東京都苗木生産供給事業を活用し、緑化に努める。	関係各課（スポーツ振興課）				
					・老木については適切に維持管理する	関係各課（総務課）				
					・外溝樹木の管理を継続する。	関係各課（子ども家庭支援センター）				
	みどりを活かした循環型社会の構築									
36			せん定枝・草・落ち葉の堆肥化	本市では、平成22（2010）年度より、家庭でせん定した枝や幹、落ち葉を収集し、資源化事業を進めています。収集したせん定枝は、市外で破砕処理され、堆肥有機肥料や家畜の敷料、公園地面の被覆資材（マルチング）などで再利用されます。ごみを減らすだけでなく、資源として循環させる取組を継続します。	・せん定枝・草・落ち葉の収集を年間600 t 行う。	ごみ減量推進課				
みどりを伝える										
みどりのまちづくりの活動の啓発										
37			ボランティア等みどりのまちづくりを支える人材の育成	市内各地の公園・緑地でボランティアが活動していますが、年々高齢化しています。行政手続の負担の軽減に努め、既存の団体の維持存続を支えつつ、新たな担い手の発掘・育成に向けて、ボランティア養成講座の機会などを活用し、みどりに関する勉強会など、人材育成を図ります。	・公園ボランティア制度の広報周知について市報、SNS、HP等を活用し充実を図るほか、公園ボランティア団体に向け、樹木伐倒に伴う手順等についての講習会の実施する。	みどり公園課				
38			学校教育等との連携による啓発	みどりに親しみ、みどりのことを考えるきっかけをつくる教育を学校のプログラムの中で展開します。例えば、年間指導計画に位置づけて、農業体験活動を実施したり、市内農産物の学校給食での活用を図ります。また、学校施設における緑のカーテンプロジェクトの実施、石神井川付近の学校では水質や生き物調査などを行ったり、農地が近い学校では農作業体験を行ったりするなどの取組を検討・実施します。	・市内農産物を発注する際の参考とするため、地場産農産物生産者に納品可能量を調査する。また、地場産農産物生産者との意見交換会を行い、栄養士と生産者それぞれの意見を今後に活用する。 総合的な学習の時間、社会、理科、生活科などを通して引き続き身近な環境について考える学習を行う。	学務課				
					教育指導課					
39			研究機関との連携による啓発	市内には東大農場や武蔵野大学があり、市内のみどりは研究者や学生の調査フィールドとなっています。これらの研究成果を活かす機会をつくり、市民に共有・還元していく仕組みをつくることで、市民のみどりのまちづくりに対する理解醸成を図ります。	・（仮称）ひばりが丘北四丁目公園の整備については、大学生を始めとする若者の意見も取り入れ公園計画案を作成する。	みどり公園課				
40			みどりのまちづくりを啓発する企画・イベントの実施	みどりのまちづくりを啓発するため、各種企画やイベントを実施します。にしとうきょう環境アワードでの取組の表彰や、農産物等販売会（マルシェ）などで都市農産物のPRなどに取り組みます。 また、親子参加型のイベントを実施し、中長期を見据えて若い関心層の育成を図ります。	・エコプラザ西東京における環境講座の実施。 ・にしとうきょう環境アワードの開催。 ・農産物等販売会（マルシェ）を実施し、都市農産物のPRなどに取り組みます。 また、親子参加型のイベントを実施し、農の魅力を普及・啓発します。	環境保全課				
	産業振興課									
みどりのまちづくりを進める手法の周知										
41			市民が活用できる各種制度の発信	市民が緑化活動に参加する際に活用できる制度があります。保存樹木・保存樹林・保存生垣への申請や、生垣や花壇の造成・フェンスの緑化等の際に利用できる補助制度の普及啓発に努め、民有地の緑化に対する取組を、市全域でさらに推進します。	・広報周知について充実を図るために、市報、HP等で市民全般へ周知するほか、イベントの機会を利用して市民に直接資料を配布する。	みどり公園課				